

## 平成21年新司法試験実施打合せ審査委員会議事要旨

(司法試験委員会庶務担当)

### 1 日時

平成21年1月21日(水) 13:15～13:50

### 2 場所

法務省大会議室

### 3 出席者

(司法試験委員会委員)

(委員長) 高橋宏志

(新司法試験審査委員)

84名出席

(司法試験委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

林眞琴人事課長, 中村芳生人事課付, 山口久枝人事課付, 遠藤洋一試験管理官

### 4 議題

合否判定方法・基準等について

### 5 議事等

平成20年11月19日(水)に開催された当会議において, 継続して協議することとされた申合せ事項(①「新司法試験における論文式試験の答案用紙の配布枚数について」, ②「新司法試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて」, ③「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」, いずれも平成17年11月16日新司法試験審査委員会議事申合せ事項)について協議がなされ, 総合評価における短答式試験の成績と論文式試験の成績の比率につき, 従前, 1対4とされていたところ, 1対8とすること等が決定され, 別紙1ないし3を, 平成21年新司法試験の実施方針とすることが決定された。

(以上)

新司法試験における論文式試験の答案用紙の配布枚数について

平成17年11月16日新司法試験考査委員会議申合せ事項

1 必須科目

(1) 公法系科目

1問につき8枚を配布する。

(2) 民事系科目

大問は8枚, 大大問は16枚を配布する。

(3) 刑事系科目

1問につき8枚を配布する。

2 選択科目

1問につき4枚を配布する。

## 新司法試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて

平成21年1月21日新司法試験考査委員会議申合せ事項

## 1 無効答案

次の答案は無効答案として零点とする。

- (1) 解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案

なお、採点した答案に当該答案が存在した場合には、採点報告の際、当該事項を書き添えて事務当局に通知する。

- (2) 指定の筆記具（黒インクのボールペン又は万年筆）以外で記載された答案

なお、事務当局が採点前に当該答案を発見した場合には、当該答案に下記の表示をして考査委員に通知する。

【表示例】

<table border="1"><tr><td>審査番号</td></tr></table>	審査番号
審査番号	
本答案は、指定の筆記具以外で記載された答案につき、採点は無効（零点）で処理願います。	
司法試験委員会庶務担当	

## 2 答案用紙の取違い

1、2問の答案用紙を取違えた場合は、零点とする。

ただし、正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案については、事務当局において答案用紙欄外にその旨表示してあるので、正規答案として採点する。

【表示例】

答案訂正受理
1 → 2
司法試験委員会

## 3 選択科目の変更

受験願書に記載した選択科目とは異なる科目について解答した場合は、零点とする。

なお、当該答案については、下記の表示をして考査委員に通知する。

【表示例】

<table border="1"><tr><td>審査番号</td></tr></table>	審査番号
審査番号	
本答案は、あらかじめ選択した選択科目以外の科目について記載された答案につき、採点は零点で処理願います。	
司法試験委員会庶務担当	

## 新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について

平成21年1月21日新司法試験考査委員会議申合せ事項

新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準については、以下のとおりとする。ただし、この実施方法・基準については、新司法試験本試験の実施結果を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

## 第1 短答式試験による一次評価

## 1 短答式試験の合格に必要な成績を得た者の判定方法

短答式試験の各科目の合計点をもって同試験の合格に必要な成績を得た者の判定を行う。

ただし、短答式試験において最低ラインに達していない科目が1科目でもある者については、それだけで不合格とする。

## 2 短答式試験における最低ライン

最低ラインは、各科目における満点の40%点とする。

## 第2 論文式試験の採点

## 1 採点方針

(1) 白紙答案は零点とする。

(2) 各答案の採点は、各問の配点に応じ、次の方針により行う。

選択科目において傾斜配点をするときには、これに準ずる。

ア 優秀と認められる答案については、その内容に応じ、下表の優秀欄の範囲。

ただし、抜群に優れた答案については、下表の優秀欄（ ）の点数以上。

イ 良好な水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ、下表の良好欄の範囲。

ウ 良好とまでは認められないものの、一応の水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ、下表の一応の水準欄の範囲。

エ 上記以外の答案については、その内容に応じ、下表の不良欄の範囲。

ただし、特に不良であると認められる答案については、下表の不良欄 [ ] の点数以下。

配点	優 秀	良 好	一応の水準	不 良
200点	200点から150点 (190点)	149点から116点	115点から 84点	83点から 0点 [10点]
100点	100点から 75点 ( 95点)	74点から 58点	57点から 42点	41点から 0点 [ 5点]
50点	50点から 38点 ( 48点)	37点から 29点	28点から 21点	20点から 0点 [ 3点]

- (3) 採点に当たってのおおまかな分布の目安を、各問の配点に応じ次のとおりとする。  
ただし、これは一応の目安であって、採点を拘束するものではない。  
選択科目において傾斜配点をするときは、これに準ずる。

割合 配点	5%程度	25%程度	40%程度	30%程度
	200点	200点から150点	149点から116点	115点から 84点
100点	100点から 75点	74点から 58点	57点から 42点	41点から 0点
50点	50点から 38点	37点から 29点	28点から 21点	20点から 0点

- (4) 採点に当たっては、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ、全体的な論理的構成力、文書表現力等を総合的に評価し、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるものとする。

## 2 採点格差の調整方法

論文式試験においては、

- ① 受験者数が多数に上るため、同じ問題に対する答案についても、一人の考査委員が全受験者の答案を採点することは困難であって、複数の考査委員が分担していること
- ② 各問題ごとに難易度等が異なるため、平均点や採点のばらつきの程度が異なることから、採点格差（考査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差、あるいは、評価の幅が広くなったか狭くなったかの差）が発生し得

るので、以下の方法により採点格差の調整を行うものとする。

- (1) 論文式試験の採点格差調整は、各考査委員が採点した全答案ごとに標準偏差を算出して行う。
- (2) 各個人の点数（素点）について、当該受験者の採点を行った考査委員の平均点からどの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）を算出して、これを当該個人の得点とする。
- (3) 以下の算式により計算する。

例：A委員が採点した甲受験者の答案の採点調整の仕方

$$\text{算式} = \frac{(\text{A委員が採点した甲の得点(素点)} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})}{\text{A委員が採点した答案全体の標準偏差}^{(\ast 1)}} \times \text{配点率}^{(\ast 3)} + \text{全科目の平均点}^{(\ast 4)}$$

※1 A委員が採点した答案全体の標準偏差

$$\text{算式} = \sqrt{\frac{(\text{個人の得点} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})^2 \text{の総和}}{\text{A委員が採点した受験者数} - 1^{(\ast 2)}}$$

※2 A委員は、受験者の一部の採点を行っているため統計学上の処理として、採点した受験者数から、1を減じて標準偏差を算出する。

※3 配点率  
配点に応じた一定の掛け率

※4 全科目の平均点  
全科目の平均点は、配点に応じて按分した全科目の平均点とする。

### 3 論文式試験の得点

- (1) 1科目の得点は、1問目の得点と2問目の得点の合計点とする。
- (2) 1問目の得点及び2問目の得点は、各問において複数の考査委員により採点された得点の平均点とする。

なお、ここでいう複数の考査委員により採点された得点とは、考査委員により採点された素点を上記「2 採点格差の調整方法」により調整を行った後の得点をいう。

## 第3 短答式試験と論文式試験の総合評価

### 1 総合評価の方法

- (1) 総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算した総合点をもって行う。  
ただし、論文式試験において最低ラインに達していない科目が1科目でもある者については、それだけで不合格とする。
- (2) 合算の際の配点については、短答式試験と論文式試験の比重を1：8とし、総合点は以下の算式により計算する。

$$\text{算式} = \left( \text{短答式試験の得点} \times \frac{1}{2} \right) + \left( \text{論文式試験の得点} \times \frac{1400}{800} \right)$$

## 2 論文式試験における最低ライン

最低ラインは、各科目の満点の25%点とする。

なお、最低ラインに達しているかの判定は、各問ごとに審査委員が採点した素点により次の算式で求めた1科目の点数により行う。

$$\text{算式} = (\text{問1を採点した審査委員の素点の平均点}) + (\text{問2を採点した審査委員の素点の平均点})$$

科 目	満点	25%点
民事系科目	300点	75点
公法系科目 刑事系科目	200点	50点
選 択 科 目	100点	25点